

平成20年度事業計画書

・事業方針

1. 取組方針

平成20年度事業を推進するにあたり、下記の5項目を基本方針として協会活動を進めていく。

1) 消費者の牛乳・乳製品に対する安心と信頼を確保すべく、品質の維持・向上、事故防止を最重点課題とし活動を進める。

従来に引き続き、衛生講習会・研修会等の開催を通じ、乳業者の人材育成を図る。

2) 消費者ニーズ等を把握して、情報を業界に提供すると共に、消費者に的確な対応ができるよう会員、乳業酪農関係団体との連携強化に努める。

3) 国内外の変化に速やかに対応すべく、変化の予測とその影響等、問題点の分析を行い、対策を検討する。また、必要に応じて関係諸機関に対し提言を行う。

4) 協会運営の活発化・効率化について更に検討を深める。

5) 本会の各事業においては、継続の是非、内容の見直し等を時宜に応じて実施する。

2. 重点課題

我が国乳業酪農の健全な発展に資するため、下記の5項目を重点課題として取り組むものとする。

1) 品質及び安全性の向上による消費者の安心・信頼の確保

2) 牛乳・乳製品の消費拡大と需給の均衡(「3-A-Day」・食育の推進)

3) 国際化の進展への対応

4) 乳業事業の改善と合理化の推進

5) 環境・リサイクル対策の推進

・事業内容

1. 乳業事業の改善及び合理化の推進に関する事業

食料・農業・農村基本計画、酪肉近基本方針、安全及び信頼の確保に向けた諸制度の改定、WTO・FTA等交渉の進展、需給問題及び乳業事業の改善・合理化の推進に係る事項等について、乳業基本問題検討委員会(同小委員会)及び牛乳・乳製品需給検討委員会(同小委員会)において検討、推進する。

1) 食料・農業・農村基本計画、酪肉近基本方針等の推進に係る対応

(1) 乳業の合理化に係る乳・乳製品工場の再編等については、機構の再編整備推進対策事業を必要に応じて受け、推進する。

- (2) 乳・乳製品の輸出に関しては、農林水産物輸出促進全国協議会（農林水産省主催）、輸出促進検討委員会（Ｊミルク主催）並びに農林水産物等輸出促進支援事業（財団法人 食品産業センター主催）に参画し、その情報を必要に応じ会員に発信する。
- 2) 消費者の安心・信頼の確保に係る対応
- (1) 平成 1 8 年 5 月より施行された農薬等のポジティブリスト制度への対応については、引き続きＪミルク、中酪との連携を図りながら推進に努める。
また、業界の自主対応として、牛乳等の農薬等残留検査を実施し、その結果を公表する。
 - (2) 有機畜農産物加工食品の日本農林規格の見直し、加工食品の生産情報公表ＪＡＳ規格の研究・検討等に関して、乳業に係る必要な対応を適時実施する。
- 3) 学校給食用牛乳供給事業制度の円滑な推進
- 平成 1 7 年度に改定された制度の運用による安定した牛乳供給と牛乳飲用の定着を推進する。また、その実施状況から必要に応じて、関係機関への見直し・要望等を関係団体と連携して行う。
- 4) W T O ・ F T A 等交渉への対応
- (1) W T O 交渉への対応
現在、こう着状態にあるが、主要国の動きを常に睨み、必要に応じて業界意見の取りまとめを行い、行政に伝えて行く。
 - (2) F T A 等交渉への対応
交渉の進展に応じて情報収集と提供を行う。
交渉に当たっての業界意見の取りまとめ等を必要に応じ行い、行政に伝えて行く。
- 5) 生乳、牛乳・乳製品の需給状況の検討
- (1) 牛乳・乳製品需給検討委員会を年間 5 回（ 1 ・ 3 ・ 6 ・ 9 ・ 1 1 月）開催し、その検討結果をＪミルクで実施する需給検討時の参考にする。
 - (2) 乳製品需給に支障が生じる際は、カレントアクセス等の輸入・放出による適切な供給により、酪農乳業にとって大切な乳製品ユーザーの需要を確保するため、行政等に対し要請を行う。
- 6) 租税・融資等の諸制度に関する調査、検討、対応
- (1) 租税・融資等の諸制度に関する活用・要望調査への対応、これを通じた制

度の周知を行う。

(2)制度改正があれば必要に応じて業界意見を取りまとめ、関係先に要望する。

2 . 牛乳及び乳製品の衛生及び品質の向上に関する事業

H A C C Pシステムに基づく衛生管理体制の構築・整備、衛生及び品質の向上並びに正しい表示等により消費者からの安心・信頼の確保を図るため、生産技術委員会(同小委員会)及び乳製品表示検討委員会において検討、要請等を行うとともに会員への適切な情報提供及び周知を行う。

1) 乳業施設の衛生管理体制の強化に努める。

(1) 地方における衛生講習会、官能評価員の育成、総合衛生管理製造過程の取得及び最近の食品衛生行政に関する講習会、研修会等の実施並びに行政主催の衛生講習会等の活用を図ることにより乳業者の人材育成を図る。

(2) 行政の指示による管理実態等調査の実施及び制度改正に関する各種委員会への協力を努める。

2) 牛乳・乳製品の安全確保に係わる事業を推進する。

(1) 傘下会員への情報提供及び指導の徹底を図る。

(2) 消費者及び流通関係者からの安全確保についての照会に対応し、情報提供を推進する。

(3) 病原微生物、有毒有害汚染物質、搾乳牛の疾病等に起因する事故発生状況、汚染状況に関する情報の収集と提供に努める。

(4) 食品衛生法に基づく事業者の責務である「記録の作成とその保存」を推進するため、既に会員に示した「乳・乳製品の品質情報管理システム取組みのためのガイドライン」の定着度向上を目指す啓発に努める。

3) 牛乳・乳製品の表示に係る対応を推進する。

(1) 乳等省令、品質表示基準、公正競争規約等の法令に基づく表示の適正化を推進するため、関係公正取引協議会等との連携を図る。

(2) 表示関連に関する情報の収集と提供に努める。

(3) 乳製品(クリーム、バター、脱脂粉乳、全粉乳、練乳類)及び乳等を主要原料とする食品の表示ガイドラインの運用を推進する。

4) 食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度対応を行う。

5) 生乳検査の精度管理の向上に努める。

3. 牛乳及び乳製品の生産技術の改善に関する事業

製品の多様化、処理技術の高度化、食品添加物の見直し、新たな容器包装等に対応した省令改正を含む規制等の改善の検討を生産技術委員会で対応するとともに、関連する「厚生労働科学研究事業」で検討する。

4. 牛乳及び乳製品に関する知識の普及及び消費の拡大に関する事業

継続的に実施する必要がある普及啓発活動の中で、より効果的な取組みとして昨年度に引き続き学生や学校関係者に対する活動割合を増やす方向で進める。さらに牛乳・乳製品に関する栄養的な情報を得る事が少ない一般消費者を対象とした普及活動割合を増やして行く。その手段として一般消費者が興味を持てる内容のセミナー・イベントを企画し、その中で効果的な情報伝達を行う。また昨年度実施した、各イベントでの消費者意識調査結果を活用してもらえよう会員企業に働きかける。

1) 講演会・セミナーの企画及び開催

(1) 牛乳・乳製品セミナー

食生活改善推進員、栄養士、教育関係者、一般消費者を対象とした200～500人規模の食事・栄養・健康に関する講演会

(2) 3-A-Day 実践・推進セミナー

学校等の授業において、学生（高校、大学、専門学校）、教育関係者、栄養士を対象とした講演会及び骨密度測定・乳製品利用料理講習会またはデモンストレーション

(3) 学校栄養士、教育関係者の年次研修会等において、「子どもの健康」をテーマにした講演会への講師派遣

2) 乳製品利用技術講習会等の企画及び開催

(1) 地域消費者団体、オピニオンリーダー、料理・栄養専門学校生を対象とした乳製品利用技術講習会

(2) 著名パティシエによるバター・生クリーム・スキムミルク等を使用した業務関係者向け講習会

3) 食育推進からの牛乳・乳製品普及活動

(1) 小中学生及びその教育関係者を対象とした牛乳・乳製品勉強会

食育推進の観点から栄養に関する講話、料理講習またはデモンストレーション、バター作り等を実施。牛乳・乳製品工場や施設の見学も含む。

(2) 一般を対象とした牛乳・乳製品勉強会

行政、団体等の行事に参画し、講話・普及活動を行う。

4) 消費者相談業務

消費者、マスコミ、行政、メーカー等からの電話相談や、講演会における疑問質問に対する対応

5) 消費者意識調査

昨年度の消費者意識調査の結果を広く会員にフィードバックし、その活用を図る。

6) 牛乳・乳製品から食と健康を考える会

各界の女性オピニオンリーダーからなる本会にて、学術情報、業界情報、行政情報等に関する講演を実施してマスコミや消費者団体のリーダーの方々との意見交換及び理解醸成を図る。

7) 関係団体対応

- (1) Jミルク「牛乳乳製品健康科学委員会」広報部会、同学術部会における委員活動
- (2) Jミルク「普及専門部会」及び「同ワーキングチーム」における委員活動
- (3) その他、消費者団体対応

8) マスコミ対応

- (1) メディア勉強会の実施
- (2) 業界紙団体「酪農乳業ペンクラブ」事務局活動

9) 出版・PR事業

- (1) 乳業月報の発行(年間12回)
- (2) Jミルク季刊誌「ほわいと」の編集協力(年4回)及び牛乳・乳製品利用料理テキストの編集協力
- (3) 牛乳・乳製品関連普及資料の編集、改訂、出版
- (4) ホームページを活用した、健康・栄養に関する「正しい知識」の普及

5. 環境・リサイクル対策に関する事業

地球温暖化防止を目的としたエネルギー対策、循環型社会形成に向けた廃棄物対策および容器包装リサイクル対策等に対応し、市民団体、自治体等関係団体との連携強化および、紙パックリサイクルの向上等への対応を図り、環境委員会においてこれらを検討すると共に会員への啓発を行う。

1) 環境保全への取組み

(1) 環境自主行動計画の取組みを推進する。

地球温暖化防止及び循環型社会形成に向けた環境自主行動計画の取組みを推進し、エネルギー原単位向上、CO₂排出量抑制、廃棄物再資源化率向上、廃棄物最終処分量削減、廃棄物排出量削減等の目標に対する結果のフォローアップを行う。

(2) 環境保全活動の取組みに向けた情報収集及び事例集等を活用した啓発を行う。

2) 牛乳等容器包装リサイクルへの取組み

(1) 容器包装リサイクル法の改正主旨を尊重し、循環型社会形成に資する取組みを推進するとともに、各主体間の連携を図り、情報収集、新たな取組み等に適切に対応する。

(2) 容器包装リサイクルに係る自主行動計画に則った取組みの推進及びフォローアップを行う。全国牛乳容器環境協議会との連携により紙パック回収率を2010年度50%以上(2006年度実績37.4%)の目標達成に向け、紙パックリサイクル普及啓発活動を促進する。

6. 乳業、牛乳及び乳製品に関する調査、研究及び情報の提供に関する事業

1) ホームページの充実、適時及び迅速な情報伝達の更なる推進

2) 「日本乳業年鑑」、「日本乳業名鑑」の刊行

3) 財団法人 日本乳業技術協会(JIDF)、食品産業センター等関係団体を通じてのコーデックス規格(国際食品規格)策定への参画

4) 食品産業センター等における食品産業の課題検討等への参画

5) Jミルク、社団法人 全国農協乳業協会、全国乳業協同組合連合会との4団体事務局連絡会議の継続と連携強化

7. 牛乳等衛生功労者等の表彰

牛乳等衛生功労者及び永年勤続者に対する会長表彰、会長感謝状の贈呈に係わる業務を推進する。

8. ブロック会議及び全国事務局長会議等の開催

1) ブロック会議(全国飲用牛乳公正取引協議会との共催)の開催
上期は当年度事業の具体的な取組み内容、下期は次年度事業計画案について会員との意見交換を主体に開催する。

2) 全国事務局長会議の開催並びにブロック協議会への積極参加
地方協会員や事務局とのコミュニケーション強化を図り、情報の共有化、協会活動の充実・効率化、相互課題解決等を推進する。

9. 特別会計事業

公益事業関係、学乳推進事業関係、普及事業関係実施のほか、補助・助成事業関係についても積極的に受け、実施する。

1) 公益事業関係

安全確保、災害対策、情報連絡の整備関係

2) 学乳推進事業関係

学校給食用牛乳栄養価値普及啓発事業、
学校給食用牛乳安定供給衛生指導事業等

3) 普及事業関係

牛乳・乳製品から食と健康を考える会、消費者相談室活動関係等

4) 補助・助成事業関係(19年度の例)

(1) 機構補助・Jミルク助成事業

牛乳乳製品消費拡大特別事業

A. 国産牛乳・乳製品価値向上対策(牛乳・乳製品等利用技術推進)

・業務関係者(プロ)向け講習会

業務用ユーザー(洋菓子)について実施

・乳製品利用料理講習会

全国の消費者団体、栄養士関係団体、学校関係、地方関係団体等の要請を受けて実施

(2) 機構補助事業

牛乳乳製品消費拡大特別事業

A. 牛乳・乳製品需要動向等調査及び研究開発

・牛乳類価値向上セミナー

オピニオンリーダー向けの講習会。各界の専門家、研究者を講師として実施

- ・新商品開発促進環境整備

B．国産牛乳・乳製品価値向上対策（製造衛生水準高度化）

- ・衛生講習会

- ・国際的衛生管理基準等講習会

- ・官能評価員育成講習会

乳業再編整備等対策事業

A．再編整備推進対策事業

（3）Jミルク助成事業

3 - A - Day 実践・推進セミナー

牛乳・乳製品勉強会

以上